

福島市保育士等奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 8 号

福島市保育士等奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

福島市保育士等奨学資金貸付条例施行規則（平成31年規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育士等) 第4条 (略) 2 条例第2条第2号の教員のうち規則で定めるものは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、<u>教諭</u>、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭及び助保育教諭とする。</p>	<p>(保育士等) 第4条 (略) 2 条例第2条第2号の教員のうち規則で定めるものは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、<u>教諭</u>、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び助保育教諭とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。